

# 国際刑事裁判所の対象犯罪拡大の可能性とテロリズム

—テロリズムの追加に関するオランダ改正案に注目して—

安藤 貴世

Takayo ANDO. The Possibility of Expanding Jurisdiction Ratione Materiae of the International Criminal Court and Terrorism —Focusing on the Proposal for Amendments Regarding the Addition of the Crime of Terrorism Submitted by the Netherlands—. *Studies in International Relations* Vol.36, No.1. October 2015. pp.25 – 36.

The Final Act of the Rome Conference, which was adopted together with the Statute of the International Criminal Court (the Rome Statute) in 1998, recommends in Resolution E that a Review Conference consider the crime of terrorism with a view to arriving at an acceptable definition and its inclusion in the list of crimes within the jurisdiction of the Court. Although the Netherlands submitted the proposal for amendments to the Rome Statute to include the crime of terrorism in the list of crimes over which the International Criminal Court (ICC) has jurisdiction, it was not discussed at the first Review Conference held in 2010.

This paper aims to clarify the discussion about terrorism after the establishment of the ICC, focusing in particular on the proposal submitted by the Netherlands by examining the Report of the Bureau on the Review Conference, the Report of the Working Group on the Review Conference and the Report of the Working Group on Amendments.

The analysis found that the effectiveness of the Review Conference was considered most important and the Conference should focus on strengthening the role of the ICC, so the proposal submitted by the Netherlands was rejected from the subject for discussion of the Conference. Most States thought the discussion about terrorism would not find broad agreement and acceptability as the United Nations has long been discussing the draft of a comprehensive convention on international terrorism and they also pointed out that terrorism would raise political sensitivities. In addition, there was disagreement between the Netherlands and other States about whether terrorism is one of “the most serious crimes of international concern” or not.

## 1. はじめに

2001年9月11日に発生した米国同時多発テロは世界中に大きな衝撃を与え、改めてテロリズムの脅威が国際社会において認識されることとなった。それから約1年後の2002年7月1日に、国際刑事裁判所規程(1998年採択、以下、ICC規程)が発効し、個人の国際犯罪を訴追する史上初の常設的な国際刑事法廷たる国際刑事裁判所(the International Criminal Court, 以下、ICC)が設立された。ICCが本格的に活動を開始したのは2003年であるが、ICCが管轄権を行使する対象犯罪は、ICC規程第5条によれば「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定」されている。具体的には同条において、集団殺害犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪、侵略犯罪の4つが挙げられて

おり、これら4犯罪は一般的にコア・クライムと称される。このうち侵略犯罪に関しては、ICC規程が採択された1998年のローマ外交会議(以下、ローマ会議)では定義が決定されず、ICC規程第5条第2項において、侵略犯罪の定義および管轄権行使要件が採択された後にICCは同犯罪に対し管轄権を行使する旨規定されたが、2010年に開催された第1回ICC規程検討会議においてようやく定義が合意に達し<sup>1</sup>、侵略犯罪に対するICCの管轄権行使要件も定められることとなった<sup>2</sup>。

対してICC規程の起草過程当初はICCの対象犯罪として挙げられていたものの、ローマ会議等における議論の結果、結局対象犯罪のリストから除外されたものに多数国間条約の違反行為、すなわち条約犯罪がある。条約犯罪の例としては、テロリズムや麻薬等の不正取引が挙げられるが<sup>3</sup>、こ

れらについては、ICCの管轄権行使の対象としてICC規程第5条に規定されなかったものの、1998年にICC規程とともに採択された最終文書（the Final Act）において、今後の検討会議において議論すべきと勧告されている点が注目される。先述のとおり、折しもICC規程が採択された後、2001年9月に米国同時多発テロが発生し、改めてテロリズムの脅威が認識されることとなり、学界における議論の場でもテロリズム抑止の方法の1つとして、テロリズムを国際刑事裁判所の対象犯罪に含めるべきとの議論が活発に行われるようになった<sup>4</sup>。

こうした点を念頭に、本稿では、ICCの対象犯罪がコア・クライム以外の犯罪に拡大される可能性について、特にテロリズムに焦点を当て、第1回ICC規程検討会議に係る作業部会やその後に設置された作業部会などにおける議論を手掛かりに検討を行う。本稿の構成は以下のとおりである。まず第2章では、ICC規程発効後のテロリズムに関する議論について、特にICCの対象犯罪拡大の可能性という観点から先行研究を整理する。第3章では、ICC規程の改正手続および第1回検討会議について概観するとともに、第1回検討会議に際して提出された、テロリズムをICCの対象犯罪に追加すべきとするオランダによる改正案について概要を述べる。第4章では、ICC規程の発効以降、テロリズムがICCの対象犯罪に追加される可能性をめぐって如何なる議論がなされたかについて、オランダ改正案に関する議論を中心に、各作業部会に係る一次資料に基づき検討を行う。第5章は結論である。

## 2. 先行研究

2010年に開催された第1回検討会議に関する研究は非常に多いものの、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとするオランダによる改正案は同会議の検討議題として採択されなかったため、オランダ改正案そのものに対する研究は殆ど見出されない。そうした中で、特に検討会議開催前の論稿に、テロリズムに関する改正に言及するものが見出される。

東澤教授は、ICC規程の改正手続について詳述したうえで、1998年の最終文書において言及されているという点から、検討会議の対象となりうる事項としてテロリズムと麻薬犯罪を挙げつつ、両犯罪の定義に関する論議がその後の締約国会議でも深められているわけではなく、短期間の検討会議において広範な合意を形成することは実際には困難であろうと指摘する<sup>5</sup>。また稲角教授による論稿は、検討会議開催に際して各国から提出された改正案のうち、検討会議で取り上げられることが決定した諸改正案について詳細に解説するものであるが、テロリズムに関するオランダ改正案についても概要が述べられている<sup>6</sup>。

Clarkによる一連の研究は、第1回検討会議の動向を詳細に追ったものである。特に2009年の論稿は、検討会議で議論されることが決定した議題について概要を述べつつ、そこから漏れた改正案として、テロリズムに関するオランダ改正案および薬物取引に関するトリニダードトバゴ改正案に言及している。Clarkは、大国の殆どは、これらの分野における現時点での刑事司法レジーム、すなわち、関連条約における抑止義務と国内レベルにおける訴追に満足している一方で、小国はこうした案件を付託できる国際的な手続を望んでいるとし、議論は第1回検討会議以降、継続するだろうと指摘している<sup>7</sup>。さらにvan der Vyverは、オランダ改正案は、2010年の検討会議の議題とならなかったものの、その代わりに締約国会議により設立された改正に関する作業部会において検討される旨の旨言及している<sup>8</sup>。

また、ICCにおいてテロリズムを訴追する可能性について、手続的な側面と実体法の観点から論じたものとしてCohenによる研究がある。Cohenは、テロリズムは2010年の検討会議の議題に含まれず、同会議の公式議事録は一度も「テロリズム」について言及していないと指摘したうえで<sup>9</sup>、ICCがテロリズムに対し管轄権を行使できる方法として、第一に、ICC規程第5条の5つ目の対象犯罪として導入する、第二に、人道に対する犯罪といったICCの既存の対象犯罪にテロリズムが含まれると解釈するという2つを挙げ、前者の場合は定義が必要であるが、後者の場合は政治的問題と条約

解釈の問題が生ずるため、前者の方が望ましいと述べている<sup>10</sup>。こうした点について論じた論稿は他にもあり、例えばBoisterは、テロリズムをはじめとする条約犯罪がICCの対象犯罪となり得る可能性について、コア・クライムのように直接的に刑事責任が問われる慣習法上の国際犯罪へと変化するか、既存のコア・クライムに包含されるかという方法を挙げつつ、実際は法的にも実務上も困難であるため、地域レベルで協力するか国内刑法を適用するトランスナショナルな刑事裁判所を設立するのが望ましいとしている<sup>11</sup>。

このように、特に第1回検討会議開催以前の論稿にはテロリズムが議題となる可能性について指摘するものもあり、またテロリズムを実際にICCの対象犯罪とする際の手続き的可能性について論じた論稿もあるが、テロリズムをICCの対象犯罪とすることを提案したオランダ改正案が如何なる理由で第1回検討会議の議題から除外されたのか、第1回検討会議以降、同改正案に関し如何なる議論がなされたのか、という点については先行研究からは十分に明らかとはならない。従って、以下においてこうした点を明らかにすることにより、なぜローマ会議に続いて、テロリズムがICCの対象犯罪となる可能性が再び消滅したのかについて検討することとしたい。

### 3. ICC 規程の改正手続とオランダ改正案

#### (1) ICC 規程最終文書と第1回ICC 規程検討会議

1998年のローマ会議においてICC規程と同時に採択されたICC規程最終文書は、決議EにおいてICCの対象犯罪から除外されたテロリズム犯罪と薬物犯罪に関して言及する。このうちテロリズムに関しては、「誰により、いつ行われようとも、その形態、方法、動機に関わらず、テロリズム行為が国際共同体の関心事たる重大な犯罪であることを認識する」としたうえで、「裁判所の管轄権に含まし得る一般的に受容されたテロリズム犯罪の定義が無い」として、「規程第123条に従って、テロリズム犯罪の受容され得る定義と、それが裁判所の管轄権に服する犯罪のリストに含まれることに到達することを目指して、検討会議が当該犯罪

について検討することを勧告する」としている<sup>12</sup>。なお、ICC規程第123条は、「国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後7年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第5条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。」と規定しており、これは、ICCの対象犯罪を列挙する第5条を初めとするICC規程の条文に関して、同規程の発効後7年目に検討会議を開催し、その改正について審議できることを要旨とするものである。さらに同条第2項は、その後いつでも、締約国からの要請により、国連事務総長は締約国の過半数による承認を得て検討会議を招集できる旨規定している<sup>13</sup>。

この第123条に基づき、2010年5月～6月にウガンダの首都カンパラ近郊にて第1回ICC規程検討会議が開催された。同会議では、2009年の第8回ICC締約国会議において採択された決議6に従って、3つの改正案について議論が行われるとともに、国際刑事司法に関する現状分析作業（ストック・テーキング）が行われた<sup>14</sup>。3つの改正案とは、ICC規程第124条を削除する提案<sup>15</sup>、侵略犯罪に対するリヒテンシュタイン改正案<sup>16</sup>、ベルギー他18カ国により提出されたICC規程第8条第2項(e)の改正案<sup>17</sup>を指す。なおこれら以外にも、後述するテロリズムに関するオランダ改正案をはじめ、締約国は規程発効後7年経過した後、改正を提案することができるとするICC規程第121条第1項に基づき、各国から改正案が提出されたが<sup>18</sup>、これらの諸改正案は検討会議の議題から漏れ、先述の決議6により設立が決定した改正に関する作業部会において引き続き検討されることとなった<sup>19</sup>。

#### (2) オランダ改正案の概要

オランダは2009年9月11日に、検討会議前に開催された非公式会合の場において「ICC規程にテロリズム犯罪を含める」という非公式提案を提出しており<sup>20</sup>、さらに、ICC規程第121条第1項に従って、同年9月29日に正式な改正案を国連事務総長に提出した<sup>21</sup>。

改正案の提出にあたって、オランダは以下のような見解を示している<sup>22</sup>。まずオランダは、2010年5～6月に開催される第1回ICC規程検討会議は、国際社会に対し、地球規模で正義と法の支配をさらに前進させる唯一の機会を提供するとして、ICCが管轄権を有する犯罪のリストにテロリズム犯罪を含めることを検討すべき時が来たとしている。次にオランダは、テロリズム犯罪の性質について、21世紀において世界が直面している最大の、そして最も挑戦的な脅威の1つであり、誰によりどこで行われようとも、その形態、方法、動機がいかなるものであれ、国際の平和と安全に対する最も重大な脅威の1つを構成し、国際社会の関心事たる重大な犯罪であると指摘する。同時に、国家がテロリズム犯罪を捜査・訴追したがない又はできない場合に、テロリズムが不処罰に付されることがしばしば発生するとし、それゆえに、国際社会の関心事たる最も重大な犯罪を訴追するために設立されたICCの役割が必要とされると主張する。また、テロリズム犯罪をICC規程に含めるべきとの提案は、対テロリズム手段を強化することを意図しているとも述べている<sup>23</sup>。

さらにオランダは、1998年のローマ会議において採択された最終文書決議Eに触れ、ICCの管轄権に含めるために一般的に受容され得るテロリズム犯罪の定義が合意されていないという同決議における遺憾の意に関し、今日も依然としてその状況が続いているとしつつも、定義に関する合意の欠如を克服するための一層の努力を行わなければならないと、同時に、ICCの管轄権にテロリズム犯罪を規定上含める準備をし始めるべきであるとする。なおオランダは、テロリズムに関する普遍的に合意された定義がないという事実は、当該犯罪に対しICCが管轄権を有しない根拠となるべきではないとも主張している<sup>24</sup>。

以上を踏まえオランダが提示する改正案とは、テロリズムの一般的に受容され得る定義が無いことに鑑み、侵略犯罪に対してICC規程が採用したものと同様のアプローチ、すなわち、規程第5条第1項の対象犯罪リストにテロリズムを含めつつ、同時に次項において、その定義と管轄権行使の要件が合意されるまで当該犯罪に対する管轄権の行

使を延期する旨規定するというものである<sup>25</sup>。具体的には、オランダ改正案は下記のように第5条を変更することを提案する（下線は追加部分を示す）<sup>26</sup>。

#### 第5条 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪

1. 裁判所の管轄権は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は、この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

- (a) 集団殺害犯罪
- (b) 人道に対する犯罪
- (c) 戦争犯罪
- (d) 侵略犯罪
- (e) テロリズム犯罪

2. 第121条及び第123条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。

3. 第121条及び第123条の規定に従い、テロリズム犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものとする。

## 4. オランダ改正案をめぐる議論

### (1) 議論のフォーラム

テロリズムをICCの対象犯罪に追加する旨提案するオランダ改正案をめぐる議論が行われた場としては、以下のフォーラムが挙げられる。まず2009年に6回にわたり、「検討会議に関する事務局作業部会」（以下、事務局作業部会）の非公式会合がニューヨークで開催され、その検討結果として「検討会議に関する事務局報告書」（以下、事務局報告書）が同年11月15日付で提出されている<sup>27</sup>。また、第8回ICC締約国会議（2009年11月）において「検討会議に関する作業部会」（以下、検討会議作業部会）が設置され、同作業部会は、締約国会議の期間内に7回の会合を開催し、その成果と

して「検討会議に関する作業部会報告書」（以下、検討会議作業部会報告書）が提出された<sup>28</sup>。さらに既述のとおり、第8回締約国会議にて採択された決議6において、第1回検討会議で扱われる3つの改正案が列挙されるとともに、同会議の議題から漏れたオランダ改正案をはじめとする諸改正案を検討するため、「改正に関する作業部会」（以下、改正作業部会）を設立することが決定された。同作業部会は2011年以降毎年開催されており、その議論の概要について記した「改正に関する作業部会報告書」（以下、改正作業部会報告書）が開催年ごとに出されている。

以下では、上記に挙げた事務局報告書、検討会議作業部会報告書、改正作業部会報告書を手掛かりに、検討会議の前と後に分けて、オランダ改正案をめぐる議論について検討を行う。

## （2） 検討会議前の議論

ICC 規程発効以降のテロリズムをめぐる議論としては、第1回検討会議においてテロリズムの追加について議論すべきか、つまりオランダ改正案を同会議の議題として取り上げるか否かという点が焦点として挙げられる。検討会議前に開催された作業部会においては、テロリズムの問題はきちんと評価されるべきであるとして、その重要性を明確に認める意見や<sup>29</sup>、テロリズムを非難する見解<sup>30</sup>、オランダ改正案は更なる検討に値するとする見解<sup>31</sup>などが示されたものの、基本的にオランダ改正案を検討会議の議題とすることに對し否定的な見解が中心を占めた。

### ① 議題の選定において重視・考慮された点

第7回ICC 締約国会議の再開会合（2009年1、2月）の公式議事録Annex IIIには、検討会議の範囲に関するノン・ペーパーが収録されている。それによれば、検討会議に先立って準備が必要な論点のうち、ICC 規程およびローマ会議最終文書から齎される必須の論点として、①規程第124条、②侵略犯罪、③最終文書決議Eに基づくテロリズム犯罪と薬物犯罪の検討、という3点が挙げられているもの<sup>32</sup>、第1回検討会議開催前に作成・提出された事務局報告書および検討会議作業部会報

告書の検討から、第1回検討会議で取り上げるべき議題の選定に当たっては、特に以下の3つの点が重視ないし考慮されたことが明らかとなる。

第一に、第1回検討会議で扱う議題の選定に当たり特に重視されたのが、最初の検討会議に掛かる負担を極力小さくする、すなわち会議の効率化という点である。たとえば検討会議作業部会報告書によれば、すべての改正案が公正かつ平等な扱いを受けるべきとの見解があったとしつつも、検討会議の作業や議事に負担を掛けるのを避ける必要があるため、提案された改正案を精査すべきとの意見が出されたとしている<sup>33</sup>。このように、検討会議に負担を掛けることを避けるべきであるという観点から、その原因となり得る一般的支持を得ていない改正案を排除し、受容され得る可能性が高い論点に検討会議の時間を費やすべきであるとの見解が事務局報告書において示されており<sup>34</sup>、この点は検討会議作業部会報告書においても確認されている<sup>35</sup>。なお、ここでいうところの「受容され得る可能性が高い」論点とはすなわち、すでにコンセンサスを得ているものや、非常に広範な支持を得ている改正案を指す<sup>36</sup>。さらに、事務局作業部会において、検討会議での検討に時間を割くべき改正案の1つとして、長時間にわたり十分な議論の対象となっており優先度が高いものという指摘がなされているが<sup>37</sup>、これも第1回検討会議の効率化を促進し、会議への負荷を極力掛けないという方針に則ったものと言えよう。

議題の選定に当たり重視された第二の点として挙げられるのが、第1回検討会議においてはまず、まだ設立されて間もないICCの強化に重点を置くべきとの配慮である。この点に関しては、ICCの一通りの手続きが完了していないため、ICCの管轄権を拡大することを考えるよりも、ICCの現時点での任務の実効性を確保することに集中すべきであるという意見や<sup>38</sup>、第1回検討会議は、ローマ規程の普遍性を高めるといった点を含め、国際刑事司法において裁判所（ICC）の役割を強化することに焦点を当てるべきであるとの意見が事務局報告書において見出される<sup>39</sup>。

さらに三点目として、第1回検討会議以降も改正案が提出可能であるという点が挙げられる。た

例えば事務局作業部会では、ICC規程の改正案は、将来の締約国会議や検討会議において常に付され得ることから、各国代表は自らの改正案が2010年の検討会議において真に検討に値するか若しくは検討を要するののかという問題について真剣に考えるべきとの提案がなされている<sup>40</sup>。具体的には、第1回締約国会議で検討されなかった改正案は、規程第121条にあるとおりフォローアップの対象となり、締約国会議の以後の会期において検討され得るので、今回の検討会議が規程を改正する最後の機会であるというわけではないとの旨、検討会議作業部会においても確認されている<sup>41</sup>。

## ② オランダ改正案が除外された理由

検討会議の議題選定に際して特に重視・考慮された上記の3点に鑑み、オランダ改正案が第1回検討会議の議題から除外された理由が明らかとなる。

第一の点、すなわち、検討会議への負担の軽減という観点から、受容され得る可能性・優先度が高い論点を議題とすべきという点に関しては、以下のようなテロリズムに特有の事情や性質から、テロリズムはその基準を満たしていないと言える。まず最大の要因として挙げられるのが、依然としてテロリズムの定義が合意に達しておらず、且つ、国連における包括的テロリズム防止条約（以下、包括的テロ条約）の起草作業の場で、定義に関する議論が今もなお行われているという事情である。たとえば事務局作業部会では、国連は数年来、包括的テロ条約の草案を検討しているが、鍵となる規定に関して交渉が長引いていることは、テロリズムの定義とテロリズムに相当する行為を犯罪化する範囲に関して広範な合意を得ることが困難であることを反映しているとして、こうした交渉状況に鑑み、検討会議においてそうした議論を行うことは適切ではないとの指摘がなされている<sup>42</sup>。同様に検討会議作業部会においても、オランダ改正案を前にして、現在国連で行われているテロリズムの定義に関する作業の複雑さが想起され、決議6により設立が提案された改正作業部会も同じ困難に直面するであろうし、もしテロリズムの定義がなければ、何が同作業部会の作業の基盤とな

るのかという疑問が呈された<sup>43</sup>。なお、テロリズムの定義の問題に関しては、検討会議前の両作業部会において、そもそもテロリズムの法的定義が無い状況において同犯罪をICCの管轄権に含めることへの懸念や、そうした状況でテロリズムを含めることは時期尚早であるとの意見も示されている<sup>44</sup>。

さらに、オランダ改正案を検討会議の議題にするか否かという点に関して懸念を生じさせたのが、テロリズムの有する政治性である。事務局作業部会において、テロリズム犯罪と薬物犯罪は、検討会議において重大な政治的反応を引き起こし、更に困難な交渉を齎すであろうから、検討会議ではこれらの論点については簡潔に取り上げることが望ましく、詳細な議論を行うべきではないとの見解が示された<sup>45</sup>。同様に、検討会議作業部会においても、当該問題の政治化のリスクに鑑み、テロリズム犯罪を検討会議の議題に乗せるのがどの程度適当かにつき検討すべきことが提案されている<sup>46</sup>。以上から、包括的テロ条約の進捗状況に鑑み、テロリズムを議論の俎上に乗せることにより検討会議に多大な負担が掛かるという点のみならず、テロリズムが内包する「政治性」というテロリズムそのものの性質に対する懸念からも、同犯罪を対象犯罪に追加すべきとするオランダ改正案は、検討会議において受容される可能性が極めて低いと判断されたと言える。また、長時間にわたり十分に議論され優先度の高いものという基準に関しては、例えば侵略犯罪に対しては、ICCが発足した2002年の第1回締約国会議において「侵略犯罪に関する特別作業部会」が設置され<sup>47</sup>、2010年の第1回検討会議に至るまで毎年開催された作業部会において侵略犯罪の定義に関する議論が行われてきたことと比較した場合、テロリズムに関して果たして十分に議論がなされ、且つその優先度が高いかということ、否定せざるを得ないのは明らかである。

次に、ICCの強化に焦点を当てるべきとの第二の点に関しては、たとえば事務局作業部会において、ICCの管轄権の拡大に関し、含まれるべき新たな犯罪の重大性の問題など、特に国家間で非常に多様な見解が存在する論点については、規程に

対する普遍的支持を必ずしも高めるものではないとの懸念が各国代表から示されている<sup>48</sup>。同様に検討会議作業部会においては、検討会議に関する指摘ではないものの、締約国会議に関して、同会議はICCの普遍化を求め努力せねばならず、テロリズムに関する交渉に入ることによりICCの普遍化が妨げられ得るとの各国からの懸念が見出される<sup>49</sup>。さらにこれに関連して、ICCの機能を強化すべきとの観点から、そもそもテロリズムを対象犯罪に含めるべきではないという見解も見出される。すなわち、ICCは依然としてその任務を実現する初期段階にあり、テロリズム犯罪や薬物犯罪を含めることは裁判所への負担を大きくし、その限られた人的資源や財源を1998年のローマ会議時に合意された最も重大な犯罪に集中させることができなくなるとの懸念が事務局作業部会において示されている<sup>50</sup>。以上の議論から、依然として設立間もないICC自体を強化することに焦点を当てるべき第1回検討会議において、仮にテロリズムを議題として取り上げた場合には、ICCそのものの普遍化やICC規程への普遍的支持がむしろ妨げられるという負の効果を生み出しかねないとの判断から、オランダ改正案は検討会議の議題から退けられたと言えよう。

最後に、第1回検討会議以降も改正案が提出可能であるとの第三の点に関しては、特に、現時点で国連において包括的テロ条約の起草作業が進行中であるという事実が、オランダ改正案を第1回検討会議の議題として取り上げることへの妨げになったと言える。すなわち、テロリズムを対象犯罪に追加すべきとのオランダ改正案は、国連における包括的テロ条約に関する議論の結果を考慮しつつ、近い将来に開催されるより適切な機会において検討された方が良いとの見解が事務局作業部会において示されており、同様の見解が検討会議作業部会においても見出される<sup>51</sup>。また、依然として他のフォーラムにおいて検討されている論点に関する提案は、前向きな結果を齎さないという見解も示されたが、これもテロリズムに関するオランダ改正案を指していると言える<sup>52</sup>。つまり、検討会議は今後も開催され、また改正案は毎年開催される締約国会議の場においても議論され得る

という事実が、敢えて第1回検討会議において、受容可能性・優先度が低く、現時点で他のフォーラムで審議中の論点を含むオランダ改正案を取り上げる必要はないとの判断を一層確固たるものにしたと言える。

以上から、第1回検討会議に負担を掛けず、受容可能性や優先度の高い論点であること、設立間もないICCの強化を妨げず、むしろその強化に資することという、第1回検討会議の議題選定において重視された第一および第二の基準のいずれもテロリズムは満たしておらず、さらに、国連において審議中の論点を含む改正案について敢えて第1回目の検討会議で取り上げなくとも、今後も改正案を提出し検討する場が確保されているとの考慮から、テロリズムをICCの対象犯罪に追加すべきとするオランダ改正案が第1回検討会議の議題として採択されなかったことが明らかとなる。

### ③ オランダ改正案そのものへの批判

前項では、事務局作業部会、検討会議作業部会において示された、第1回検討会議の議題選定に際して重視・考慮すべき点を手掛かりに、オランダ改正案が検討会議の議題から漏れた理由について検討を行ったが、以下では、テロリズムを対象犯罪に追加するにあたりオランダ改正案が採用した手法自体に対する批判的見解について検討する。

既述のとおりオランダ改正案は、侵略犯罪に対しICC規程が採用したものと同一方法をテロリズムにも適用することを提案するものであるが、検討会議前の2つの作業部会において、この手法自体が多く批判に晒された。第一に、ICC規程はすでに発効しているので、1998年のローマ会議時に侵略犯罪に対して採用されたアプローチを取り入れることは適切ではないというものである<sup>53</sup>。第二に、こうした手法を取った場合、テロリズムをICCの管轄権行使の対象とするには2段階のプロセスが必要になるという点である。すなわち、まずICC規程に対象犯罪としてテロリズムを含める旨改正し、続いて、テロリズムの定義に関する合意がなされたうえで再度規程を改正するという2段階に及ぶ作業は望ましくないというものである<sup>54</sup>。さらに三点目として、テロリズムの定義が

未確定であることがここでも問題とされた。すなわち、侵略犯罪に関しては国連総会決議3314において既に定義に関するコンセンサスがあるが<sup>55</sup>、テロリズムの定義に関してはそうしたものが依然として無いため、侵略犯罪に対する手法を類推適用するのは容易ではないとの指摘がなされている<sup>56</sup>。さらに、1998年のローマ会議は、非常に例外的な場合においてのみ、こうしたプレイスホルダー・アプローチ（侵略犯罪を対象犯罪の1つとして列挙し、後から定義を作成するという手法）に同意したのであり、ローマ会議の成功はある程度この妥協に依拠するとしつつ、同手法は規範とされるべきではないとも言及されている<sup>57</sup>。

以上から、前項で明らかとなった理由のみならず、テロリズムをICCの対象犯罪に追加しようとするオランダ改正案が採用した手法そのものに対しても、特に侵略犯罪と同じ手法の援用という点に関して多くの批判が寄せられており、これらの複合的な理由から、結果的に第1回検討会議の議題からオランダ改正案が除外されたことが明らかとなるのである。

### (3) 検討会議後の議論

#### ① 2011年の改正作業部会における議論

改正作業部会は、先述の第8回ICC締約国会議において採択された決議6（2009年）に基づいて、「規程第121条第1項に従って提案された改正案およびその他の改正を検討することを目的として」設立された<sup>58</sup>。さらに第9回ICC締約国会議（2010年）において採択された決議3は、事務局に対し、作業部会の手続規則やガイドラインに関する準備を行うよう求めている<sup>59</sup>。第1回改正作業部会は2011年に計3回、非公式に開催されており、ここで第1回検討会議の議題から漏れたオランダ改正案についても議論が行われた<sup>60</sup>。以下においてまず改正案全般に関して示された見解を整理したうえで、オランダ改正案に関する意見について検討する。

まず改正案全般に関しては、それらを検討する時期について2つの点から懸念が示された。第一に、ICCの管轄権拡大のタイミングに関して、ICC規程の条文は普遍的支持を得ることを目指してい

たことが想起されるとし、管轄権拡大を目指すことにより裁判所の普遍性の追求が影響を受けるかもしれないとの指摘がなされている。また、ICCが多く政治的にセンシティブな問題を扱っている時に、締約国を分離することは賢明ではないとして、新たな改正案に関する議論を始めるに当たっては慎重を期すべきことが提案された<sup>61</sup>。第二に、ICC規程の既存の規定に関してさえ、ICCに対する更なる支援と協力が求められているとして、裁判のサイクルが一巡するのを待つべきであり、新たな改正案を議論するタイミングとして相応しいかどうかという疑問が呈された<sup>62</sup>。これらは、ICC規程に対する普遍的支持を確保すべきであるとともに、裁判サイクルが未完了であるという点から、新たな改正案につき議論するタイミングに慎重になるべきとの見解であるが、こうした点を踏まえつつ、作業部会では改正案の検討に関して、改正案が国際的な関心事たる犯罪に関連するものであるか、改正案がコンセンサスを得ることができるかという2つの基準が提示された<sup>63</sup>。

2011年の改正作業部会では再度、オランダから改正案が紹介された。その際にオランダは、テロリズムに関する普遍的に同意された定義が無いことに対して議論があることは認識しているとしつつ、ICC規程にテロリズム犯罪を含める準備を開始することは可能であると主張している<sup>64</sup>。しかしながら、同作業部会においてもオランダ改正案に対して否定的見解が示された。具体的には、侵略犯罪に関しては、国家間の同意に基づき1998年のローマ会議において第5条第2項が置かれたが、こうした合意がテロリズムを含めようとする提案には存在せず、プレイスホルダー・アプローチは必ずしも最善策ではないとするもの、さらに、テロリズムを含めるには2重の批准—一般的意味での行為の刑罰化と、定義が合意に達した際の再度の批准—が必要となること、などであり、第1回検討会議前に呈された懸念と同趣旨のものである<sup>65</sup>。また、現在国連において包括的テロ条約の交渉が行われている中で、ICC規程第5条に新たに(e)号を追加する意義を疑問視する意見もあり、加えて、たとえ包括的テロ条約の交渉において定義が合意に達したとしてもICC規程にテロリ



ズム犯罪を含めることが相応しいかにつき懸念が示された<sup>66</sup>。さらに、オランダ改正案を前にして、ICCを確固たるものとする努力に焦点を当てる必要性と、普遍性への影響についても議論が行われるとともに、テロリズムによる脅威は認識されているとする一方で、国際社会はすでにこの点に関して大いに活動しており、こうした努力にICCを巻き込む意義についても疑問が呈されたのである<sup>67</sup>。

## ② オランダ改正案の取り下げ

オランダ改正案をめぐっては2011年の改正作業部会において上記のような議論が行われたものの、翌年の作業部会においては特に同案に関する議論は行われていない<sup>68</sup>。さらに2013年の作業部会は、6月5日および10月11日に非公式に開催されたが、このうち6月5日の会合において、オランダから、ICCの管轄権をテロリズム犯罪に拡張するというICC規程第5条に対する改正案にこれ以上固執しないとの旨、表明された<sup>69</sup>。したがってオランダ改正案は諸改正案のリストから取り下げられたこととなり、その後2014年の改正作業部会報告書においてもその事実が触れられるに留まっている<sup>70</sup>。

以上から、第1回検討会議前の2つの作業部会における議論と同じく、検討会議以降に設置された改正作業部会においても、テロリズムをICCの対象犯罪に新たに追加すべきとするオランダ改正案は各国からの十分な支持を得られず、そうした状況に鑑み、結局オランダは自国の改正案を改正作業部会の議論の場から取り下げたことが明らかとなったのである。

## 5. 終わりに

第1回ICC規程検討会議の準備段階で開催された2つの作業部会に関する報告書の検討を通して、検討会議の議題選定において重視された基準をオランダ改正案が満たしていないことと、テロリズムを対象犯罪に含めるためにオランダ改正案が取った「手法」そのものへの批判という2つの側面からの理由により、同案は検討会議の議題から漏れたことが明らかとなった。特に作業部会の報告書

が一貫して示していたことは、いかに第1回検討会議の効率化を図りつつ、同会議を設立間もないICCの強化に資するべきものとするかを最も重視していたという点である。そうした背景から、各国により受容される可能性が低く、却ってICCおよびICC規程の普遍性を損なう恐れのあるオランダ改正案を、ICCの強化を一層推進する貴重な機会である最初の検討会議の議題に乗せるべきではないとの判断が下されたのである。またオランダ改正案がそのようなものと認識された最大の理由は、包括的テロ条約が依然として国連において審議中であるとの事実である。すなわち、同作業の遅々として進まない進捗状況に鑑み<sup>71</sup>、仮にテロリズムを検討会議の議題とした場合、同様に相当に困難な作業が想定され、さらに第1回検討会議以降も改正案の提出・検討の機会があるという点が、同作業の終了を待ち、その結果を踏まえ議論すべきとの意見を後押ししたと言える。

また、検討会議の議題として取り上げられた侵略犯罪と、議題から除外されたテロリズムを比較した場合、そもそもICC規程が採択された時点において第5条の対象犯罪として列挙されていたか否かという大きな違いがあるが、この点に加え、検討会議の議題選定において重視された基準—検討会議における受容可能性および優先度の高さ、これまでの十分な議論の積み重ねなどを侵略犯罪がすべて満たしていたのに対し、テロリズムはいずれも満たしていない。さらに、テロリズムを追加するに当たって、ICC規程が侵略犯罪に対して採用した方法を援用するというオランダ改正案の手法そのものへの批判からも、侵略犯罪とテロリズムの違いが浮き彫りになった。他方で、オランダ改正案が検討会議の議題から除外され、さらにオランダ自身が改正作業部会において改正案を取り下げた背景には、こうした相違もさることながら、侵略犯罪とテロリズムの間には、犯罪の性質に対する各国の認識の違いが存在していたと言える。すなわち、侵略犯罪に対しては、他の3つの対象犯罪と同じく、「国際共同体の関心事である最も重大な犯罪」であるという点において各国の認識が一致していたものの、果たしてテロリズムに対して、ICCの対象犯罪としての「国際社会全

体の関心事としての重大性」という認識を各国が共有していたかという点については、否定的にならざるを得ない。換言すれば、少なくともオランダはテロリズムについて、ICCの対象犯罪たりうるほどの重大な犯罪であるという認識を有していたものの、他の国々はテロリズムの性質をそこまでのものとは捉えておらず、テロリズムに対する認識においてオランダと他の国々との間ではかなりの温度差があったと言える。実際、こうした温度差は、2001年の米国同時多発テロ発生後も、テロリズムの定義に関する議論が急速に進んだというわけではなく、ICC規程発効以降、侵略犯罪に関する議論が特別作業部会において着実に積み重ねられてきたのに対し、同じく1998年のICC規程最終文書において言及があったにもかかわらず、ICCの締約国会議などの場においてテロリズムに関する議論が高まった形跡が見られない点にも示されている。また、第1回検討会議後に設立された改正作業部会において、新たな改正案が検討対象となるには、同案が国際的な関心事たる犯罪に関連するものであるか、コンセンサスを得ることができるかという2つの基準が示されたが、特にテロリズムに関しては後者の基準もさることながら、前者の「国際的な関心事たる犯罪」であるかという点に関し積極的な賛同が得られなかったと言えよう。このことは、国内裁判所における訴追を規定する多数国間条約の締結を通し、すでに国際社会が活動を積み重ねてきたテロリズムの抑止・処罰に関して、敢えて国際的な関心事たるコア・クライムを扱うICCを「巻き込む」意義があるのかという改正作業部会において示された懸念にも表れている。

以上から、受容可能性が低くむしろICCの普遍化を妨げる論点であるということに加え、少なくともICCの議論の場における多くの国家の認識では、米国同時多発テロを経た後でも、テロリズムはICCの対象犯罪とされるほどの国際犯罪としての重大性を有さないとの点から、テロリズムは、ICC規程の起草過程に続いて、規程の採択・発効以降の議論の場においても、オランダによる提案があったにも関わらず、再び対象犯罪となる機会を失ったことが明らかとなる。

最後に、オランダ改正案は撤回されたものの、特に米国同時多発テロのような大規模テロは、ICCの対象犯罪としての人道に対する犯罪に含まし得るとの指摘が先行研究などにおいても見出される。本論点の検討は、テロリズムの個別具体的な犯罪に応じてその重大性などに違いがあるとの論点に連なるものであるが、本稿においては今後の課題として指摘するにとどめたい。

- 1 検討会議 (the Review Conference) はICC規程発効後7年目およびその後はいつでも、締約国の要請により招集される。本稿3.にて後述。
- 2 2010年の改正により追加された第15条の2は第2項において、「裁判所は、30の締約国による改正の批准又は受諾から1年より後に行われた侵略犯罪についてのみ、管轄権を行使することができる。」と規定する。
- 3 ICC規程の起草過程におけるテロリズムに関する議論を検討したものとして、拙稿「国際刑事裁判所とテロリズム－国際刑事裁判所規程の起草過程におけるテロリズムの扱い－」『国際関係研究』第35巻2号、2015年、1-19頁。
- 4 Boister, Neil, “Treaty Crimes, International Criminal Court?” *New Criminal Law Review*, Vol.12 No.3, 2009, p.354.
- 5 東澤靖「ICCローマ規程の改正手続と2010年検討会議」『明治学院大学法科大学院ローレビュー』第8号、2008年、17頁。
- 6 稲角光恵「国際刑事裁判所 (ICC) 規程の改正案と2010年検討会議」『金沢法学』第52巻第2号、2010年、112頁。
- 7 Clark, Roger S., “The Review Conference on the Rome Statute of the International Criminal Court, Kampala, Uganda, 31 May-11 June 2010,” *Australian International Law Journal*, vol.16, 2009, p.20.
- 8 van der Vyver, Johan D., “Prosecuting Terrorism in International Tribunals,” *Emory International Law Review*, vol.24, 2010, p.540.
- 9 Cohen, Robert, “Prosecuting Terrorists at the International Criminal Court: Reevaluating an Unused Legal Tool to Combat Terrorism,” *Michigan State International Law Review*, vol.20:2, 2012, p.229.
- 10 *Ibid.*, pp.238-250. StephensもICCがテロリズムに対して管轄権を行使し得る方法としてこの2つを挙げている。Stephens, Tim, “International Criminal Law and the Response to International Terrorism,” *University of New South Wales Law Journal*, No.27 (2), 2004, p.479.
- 11 Boister, *supra* n.4, pp.354-365. テロリズムがコア・クライムに分類されるかについて検討したものとして、例えばMartinez, Lucy, “Prosecuting Terrorists at the International Criminal Court: Possibilities and Problems,” *Rutgers Law Journal*, Vol.34:1, 2002, pp.1-62. 特にテロ

- リズムが人道に対する犯罪に含まれ得るかにつき検討したものとして、例えばDi Filippo, Marcello, "Terrorist Crimes and International Co-operation: Critical Remarks on the Definition and Inclusion of Terrorism in the Category of International Crimes," *EJIL*, Vol.19, no.3, 2008, pp.564-570; Much, Christian, "The International Criminal Court (ICC) and Terrorism as an International Crime," *Michigan State Journal of International Law*, Vol.14, 2006, pp.127-129 など。
- <sup>12</sup> Resolution E, Final Act of the United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court, U.N. Doc. A/CONF.183/10 (July 17, 1998). 薬物犯罪についても決議Eにおいて、同様の言及がなされている。なお侵略犯罪に関しては、同文書決議Fにおいて、ICC準備委員会に対し侵略犯罪に関する定義、犯罪の構成要件、管轄権行使の要件を含む規定を準備し、検討会議に際して提案を締約国会議に提出することを求める旨が記されている。
- <sup>13</sup> なお、ICC規程の改正については別途、制度的性質を有する規定の改正に関する第122条と、それ以外の規定に関する改正手続きを規定する第121条が存在する。このうち第121条第1項は、締約国は規程の発効後7年経過した後、改正を提案することができるものと規定する。発効から7年後に対象犯罪の追加にも言及した検討会議を開催するという第123条を置きつつ、7年間は主要な改正を禁止するという第121条が規定されたのは、1998年のローマ会議におけるテロリズム及び麻薬犯罪の追加を求める勢力と、新しい制度を定着させるには時間を要するとする勢力との妥協の結果としてである。東澤前掲論文、12頁。
- <sup>14</sup> Resolution ICC-ASP/8/Res.6 (26 November 2009), paras. 3, 5, Annexes I~IV.
- <sup>15</sup> 第124条は、規程発効後7年間は戦争犯罪に対しICCの管轄権を受諾しない旨宣言できると規定する。
- <sup>16</sup> 規程第8条の2として定義を挿入した上で、第15条の2として管轄権行使の条件を定めることを提案。
- <sup>17</sup> 非国際的武力紛争における戦争犯罪について規定する第8条第2項(e)に、「毒性又は毒を施した兵器」、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及びこれらと類似のすべての液体、物質又は考案物」、「人体内において容易に展開し、又は扁平となる弾丸」の使用禁止を追加することを提案。
- <sup>18</sup> ノルウェー改正案(拘禁刑の執行施設に関する規程第103条の改正, C.N.713.2009. TREATIES-4 of 29 October 2009), メキシコ改正案(核兵器の使用を戦争犯罪として追加, C.N.725.2009. TREATIES-6 of 29 October 2009), トリニダードトバゴ改正案(麻薬の国際取引を対象犯罪として追加, C.N.737. 2009. TREATIES-9 of 29 October 2009), 南アフリカ改正案(捜査又は訴追の延期に関する規程第16条の改正, C.N.851.2009. TREATIES-10 of 30 November 2009)。
- <sup>19</sup> Resolution ICC-ASP/8/Res.6 (26 November 2009), para.4.
- <sup>20</sup> 後述する「検討会議に関する事務局作業部会」の非公式会合第4ラウンドにおいて提出。
- <sup>21</sup> C.N.723.2009. TREATIES-5 of 29 October 2009; International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eighth Session, *Report of the Bureau on the Review Conference*, ICC-ASP/8/43 (15 November 2009) (以下, ICC-ASP/8/43), para.41.
- <sup>22</sup> 以下、改正案の内容およびオランダの見解について、International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eighth Session, *Report of the Bureau on the Review Conference Addendum*, ICC-ASP/8/43/Add.1 (10 November 2009), pp.12-13, Annex IV Netherlands: Proposal of amendments (以下, ICC-ASP/8/43/Add.1, Annex IV).
- <sup>23</sup> International Criminal Court, *Official Records of the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court, Eighth session, The Hague, 18-26 November 2009*, ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, *Report of the Working Group on the Review Conference* (以下, ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II), para.41.
- <sup>24</sup> 同上。
- <sup>25</sup> さらにオランダは、テロリズムに関する議論を行うため検討会議が作業部会を設置することを提案しており、これは国連における包括的テロリズム防止条約の起草作業に介入するものではないとしている。ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.42; ICC-ASP/8/43/Add. 1, Annex IV.
- <sup>26</sup> C.N.723.2009. TREATIES-5 of 29 October 2009. オランダによれば、もし検討会議において侵略犯罪に関する合意がなされれば、その結果として、現行第5条第2項が削除されることとなり、提案した同条第3項が新たに同条第2項となる。ICC-ASP/8/43/Add. 1, Annex IV.
- <sup>27</sup> *Report of the Bureau on the Review Conference* (*supra* n.21).
- <sup>28</sup> *Report of the Working Group on the Review Conference* (*supra* n.23).
- <sup>29</sup> ICC-ASP/8/43, para.44.
- <sup>30</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.43.
- <sup>31</sup> ICC-ASP/8/43, para.45.
- <sup>32</sup> International Criminal Court, *Official Records of the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court, Seventh session (first and second resumptions), New York, 19-23 January and 9-13 February 2009*, ICC-ASP/7/20/Add.1, pp.39-40, Annex III Non-paper on the scope of the Review Conference. その他、準備が必要な論点として、ICC規程に対する他の改正の検討、国際刑事司法のストック・テーキングが挙げられている。同。
- <sup>33</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.24-25.
- <sup>34</sup> ICC-ASP/8/43, paras.21, 26.
- <sup>35</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.26.
- <sup>36</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.22, 26.

- <sup>37</sup> ICC-ASP/8/43, para.26.
- <sup>38</sup> ICC-ASP/8/43, para.29.
- <sup>39</sup> ICC-ASP/8/43, para.21.
- <sup>40</sup> ICC-ASP/8/43, para.31.
- <sup>41</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.22, 26. 事務局作業部会においても同様の見解 ICC-ASP/8/43, para.16.
- <sup>42</sup> ICC-ASP/8/43, para.20.
- <sup>43</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.44.
- <sup>44</sup> ICC-ASP/8/43, para.9; ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.43.
- <sup>45</sup> ICC-ASP, 8/43, para.17.
- <sup>46</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.46.
- <sup>47</sup> Resolution ICC-ASP/1/Res.1 (9 September 2002).
- <sup>48</sup> ICC-ASP/8/43, para.30.
- <sup>49</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.46.
- <sup>50</sup> ICC-ASP/8/43, para.16.
- <sup>51</sup> ICC-ASP/8/43, para.45; ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.50.
- <sup>52</sup> ICC-ASP/8/43, para.28.
- <sup>53</sup> ICC-ASP/8/43, para.44.
- <sup>54</sup> ICC-ASP/8/43, para.46.
- <sup>55</sup> 1974年に国連総会において採択された「侵略の定義に関する決議」(UNGA Res.3314)では、第1条において侵略の一般的な定義が規定されている。
- <sup>56</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, para.48.
- <sup>57</sup> ICC-ASP/8/20, vol. I, Annex II, paras.48-49.
- <sup>58</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Tenth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/10/32 (9 December 2011) (以下, ICC-ASP/10/32), para.1.
- <sup>59</sup> Resolution ICC-ASP/9/Res.3 (10 December 2010), para.56; ICC-ASP/10/32, para.2.
- <sup>60</sup> ICC-ASP/10/32, para.3. 会期間の2011年5, 9, 12月に開催。
- <sup>61</sup> ICC-ASP/10/32, para.5.
- <sup>62</sup> ICC-ASP/10/32, para.6.
- <sup>63</sup> ICC-ASP/10/32, para.7.
- <sup>64</sup> ICC-ASP/10/32, para.14.
- <sup>65</sup> ICC-ASP/10/32, para.15.
- <sup>66</sup> 同上。
- <sup>67</sup> ICC-ASP/10/32, para.16.
- <sup>68</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Eleventh Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/11/36 (13 November 2012).
- <sup>69</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Twelfth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/12/44 (24 October 2013), para.4.
- <sup>70</sup> International Criminal Court, Assembly of States Parties, Thirteenth Session, *Report of the Working Group on Amendments*, ICC-ASP/13/31 (7 December 2014), p.7, n.2.
- <sup>71</sup> 1996年に国連において特別委員会が設置され、2000年

以降起草作業が行われているが、依然として採択に至っていない。